

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入に東海四県(愛知・岐阜・三重・静岡)以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局を市が指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び提出年月日を記載の上、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

(控)

貴社(所)の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局
所在地

名称

店(局)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、当市の個人住民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定いたしましたから通知します。

許 可 番 号	貯業1第3066号
口 座 番 号	00880-8-960254番
加 入 者 名 称	愛知県知多市会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

令和 年 月 日

店長(局長)様

愛知県知多市長
(公印省略)